

第百五十四回国
参議院
総務委員会
會議録
第九号

平成十四年四月九日(火曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

四月四日

辞任

後藤 博子君
畑野 君枝君

補欠選任

南野知恵子君
宮本 岳志君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

田村 公平君

景山俊太郎君
谷川 秀善君
浅尾慶一郎君

委員

岩城 光英君
久世 公堯君
香掛 哲男君
南野知恵子君
日出 英輔君
森元 恒雄君
山内 俊夫君
高嶋 良充君
高橋 千秋君
内藤 正光君
松井 孝治君
魚住裕一郎君
八田ひろ子君
宮本 岳志君
松岡満壽男君
又市 征治君

国務大臣

総務大臣

片山虎之助君

事務局側

常任委員会専門員

入内島 修君

本日の會議に付した案件

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(田村公平君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、ＩＴ革命の進展に伴い深刻化した電波の逼迫状況におきまして、無線アクセスや移動通信サービスなどの発展のため必要な新たな電波ニーズに的確に対応できるよう、電波の再配分など電波の有効利用政策を総合的かつ計画的に推進するため、電波の利用状況を調査し評価等する措置を講ずるとともに、無線局に関する情報の提供制度を拡充するものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、総務大臣は、電波が無駄なく効率的に利用されているか、また、無線通信の光ファイバーへの転換が可能かなど電波の実際の利用状況について、おおむね三年ごとに調査を行い、その結果を公表するとともに、国民の様々な意見を踏まえて、電波の有効利用の程度を評価・公表することとしております。また、総務大臣は、電波の再配分を実施した場合に免許人に及ぼす経済的な影響等をあらかじめ調査できることとする

とともに、これらの調査のため必要な情報について、免許人から報告を求めることができることとしております。

第二に、電波行政の透明性の向上を図るとともに、民間分野における電波の有効利用の一層の推進を図るため、総務大臣は、無線局に関する情報の概要をインターネット上で公表することとするほか、無線局に関するより詳細な情報についても、自己の無線局の開設等のため他の無線局との混信調査を行う者からの求めに応じ、混信調査以外の目的への利用等を禁じた上で必要な情報を提供できることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(田村公平君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

四月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願(第一〇二二号)(第一〇二三号)(第一〇二四号)(第一〇二五号)(第一〇二六号)(第一〇二七号)(第一〇二八号)(第一〇二九号)(第一〇三〇号)(第一〇三二号)(第一〇三三三号)(第一〇三三三三号)(第一〇三三三三三号)

号(第一〇三六号)(第一〇三七号)(第一〇三八号)(第一〇三九号)(第一〇四〇号)(第一〇四一四号)

第一〇二二号 平成十四年三月二十二日受理

国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 千葉県習志野市津田沼二ノ九

一 浅田茂則 外七十三名
紹介議員 宮本 岳志君

国家公務員は、度重なる人員削減及び業務量の増加により恒常的な長時間残業を強いられている。このような中、政府は昨年八月に労働時間短縮推進計画を改定し、平成十七年までの間に年間総実労働時間千八百時間の達成・定着を図ることを決定したが、国家公務員がこれを達成するためには残業をなくすとともに、年次・夏季休暇の完全取得が必要不可欠である。しかし、中央省庁で働く国家公務員に対するアンケート調査によると、月平均残業時間は五十一時間であり、月百時間以上の残業を行っている者もいるなど、計画の達成には程遠いばかりか、不払残業が横行し、毎週水曜日の「全省一斉定時退庁日」の申合せさえ守られない状況にある。一方、昨年八月、国連の「社会権規約委員会」が日本政府に対し「公的部門及び私的部門の双方において、労働時間を削減するために必要な立法上及び行政上の措置を採る」よう勧告しており、我が国における国家公務員の長時間労働の解決は国際的な責務となっている。ついては、次の事項について実現を図らるため、具体的な措置を講ずること。

第一〇二三号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相模大野四ノ二
ノ四ノ八〇二 斧淵康久 外六十六
六名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇二四号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 東京都東村山市栄町三ノ一一ノ四
〇 田口春良 外六十六名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇二五号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 千葉県野田市中野台一八一 駒崎
武志 外六十六名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇二六号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 埼玉県戸田市水川町三ノ五ノ八ノ
二〇三 伊藤和也 外六十六名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇二七号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 さいたま市辻一ノ三ノ四ノ五〇
六 松本昌裕 外六十六名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇二八号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 東京都江戸川区江戸川五ノ二〇ノ
九六 田村正明 外六十六名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇二九号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 埼玉県越谷市南越谷二ノ五ノ四九
ノ二〇九 土屋正勝 外六十六名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇三〇号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市本宿町二ノ二
四ノ三〇五 平林博樹 外六十六
名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇三一号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 東京都豊島区駒込七ノ一ノ二五
福田芳夫 外六十六名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇三二号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 千葉県美浜区高洲二ノ一ノ一八
一〇 佐藤浩聡 外六十六名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇三三号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 千葉県稲毛区轟町三ノ一ノ二ノ八
〇六 片野正 外六十六名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇三四号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 さいたま市北浦和五ノ一ノ三二
ノ二〇五 千田信久 外六十六名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇三五号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 埼玉県草加市松原一ノ一ノ六ノ
二、三二二 木村智加 外六十六
名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇三六号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 横浜市神奈川区大口通一三七ノ一
ノ四〇一 並本文子 外六十六名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇三七号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 横浜市旭区二俣川二ノ四ノ五ノ二
六 滝沢佳子 外六十六名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇三八号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 埼玉県川口市原町五ノ六ノ二〇
二 清野貴雄 外六十六名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇三九号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 東京都足立区西綾瀬一ノ六ノ六
松井久 外六十六名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇四〇号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 東京都世田谷区玉堤一ノ一ノ一
二ノ一〇三 川崎典子 外六十六
名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

第一〇四一号 平成十四年三月二十二日受理
国家公務員の長時間労働の解決等に関する請願
請願者 茨城県取手市戸頭四ノ八ノ九ノ一
〇八 大森健司 外六十六名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一〇二三号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。
一、電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部
を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「の公示」を「に関する情
報の公表等」に改め、同条中「について」を「の免
許状に記載された事項のうち」に、「事項を公示」
を「ものをインターネットの利用その他の方法に
より公表」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務
大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更
をする場合その他総務省令で定める場合に必要
とされる混信に関する調査を行うおとする者の
求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度
において、当該者に対し、無線局の無線設備の
工事設計その他の無線局に関する事項に係る情
報であつて総務省令で定めるものを提供するこ

とができる。

3 前項の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を同項の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第二十六條の見出しを「周波数割当計画」に改め、同条第一項中「及び割り当てた周波数の現状を示す表」及び「周波数割当計画については」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（電波の利用状況の調査等）

第二十六條の二 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね三年ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下この条において「利用状況調査」という。）を行うものとする。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間の中間において、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

3 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。

4 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び前項の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

5 総務大臣は、第三項の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。

6 総務大臣は、利用状況調査及び前項に規定す

る調査を行うため必要な限度において、免許人に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

第二十七條の十一 第一項中「及び第二十五條を削る。」

第三十七條第七號を削る。

第九十九條の十一 第一項第一号中「の認定」の下に「第二十六條の二 第一項電波の利用状況の調査等」を加え、同項第二号中「作成し、又は変更しようとするときの下に」第二十六條の二 第三項の規定により電波の有効利用の程度を評価しようとするとき」を加える。

第百三條第一項中第十九號を第二十號とし、第六號から第十八號までを一号ずつ繰り下げ、第五號の次に次の一号を加える。

六 第二十五條第二項の規定による情報の提供を受ける者

第百十三條中第十四號を第十五號とし、第二號から第十四號までを一号ずつ繰り下げ、第一號の次に次の一号を加える。

二 第二十六條の二 第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百十六條中第十號を第十一號とし、第七號から第九號までを一号ずつ繰り下げ、第六號の次に次の一号を加える。

七 第二十五條第三項の規定に違反して、情報を同条第二項の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第九十九條の十一 第一項第一號の改正規定 公布の日

二 第三十七條の改正規定 平成十二年十二月五日に採択された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附屬書の改

正が日本国について効力を生ずる日
三 第二十五條、第二十七條の十一 第一項、第百三條第一項及び第百十六條の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

2 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、改正後の第二十六條の二の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成十四年四月十二日印刷

平成十四年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局